

日本薬科大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、日本薬科大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日の期間で「基準2」「基準7」「基準8」について再評価を申請すること。

II 総評

建学の精神、「個性の伸展による人生練磨」及びこれに基づく大学の使命・目的は、明確に定められており、それらを踏まえて4つの教育目標が掲げられているとともに、学内外に周知を図るべく努めている。

教育研究組織では、教育研究施設は整備されているが、代議員会に教授会の構成員ではない学園総長が加わっているほか、代議員会の決定事項などに教授会の意思が反映されていないなど教育研究組織としての機能が分かり難い。教学に関する重要事項についての意思決定に積極的に教授会が関わっていないことへの対策が必要である。

教育課程では、健康薬学科・漢方薬学科・医療薬学科それぞれの特色化を図ることは非常に困難であるが、一応の方策を構築している。また、学部及び学科の具体的な教育目標が明示されていないので、更なる検討が望まれる。大学全体のアドミッションポリシーは適切に定められ、大学が目指す薬剤師にふさわしい学生の確保に努めているが、募集単位ごとのアドミッションポリシーを明確することが望まれる。在籍総学生数は、ほぼ収容定員に合致しているが、入学定員充足率は、学科別の充足に偏りがあるため、対策が望まれる。学生サービス及び就職・進学支援などに対する体制は整備されており、適切に運営されている。

教員構成では、教育課程を遂行するために大学設置基準を満たしているものの年齢構成が高い。FD(Faculty Development)活動はFD委員会が中心となって組織的に行われており、全授業を公開して教員相互の授業参観が実施されていることは特筆できる。教員の研究活動は、円滑な学生教育を実施するためにも重要であるが、外部資金導入の低さなど、今後の研究活動の低下が懸念される。

職員については、教育研究支援体制を支える事務組織は概ね整備されており、教学と管理運営で相反する場合も調整しやすい組織となっている。また、職員の採用・昇格などについては、法人の諸規程に定められ実施されている。「課室業務を実施する上で必要とする知識及び業務準拠等」及び「本学における職員像」を各部署職員で作成し、これらの作成過程で職員が業務に対しての理解を深める効果が生まれ、意識改革に役立っている。

管理運営では、理事会、評議員会に諮るべきことがその承認を得ていないことや利益相反事項が認められるなどの意思決定手続きの不足が見られる。その上、監事監査、公認会計士監査及び内部監査の三様監査が十分にその機能を果たしていない。また、教学に関する

る事項について実質的な審議が教授会として行われていないため、教学側の意思決定に課題があり、管理部門との連携が適切ではなく管理運営体制全般の改善が必要である。

したがって、意思決定手続きの不足、監査機能の不十分など、管理部門と教学との連携に課題があることにかんがみ、特に管理運営が適切に機能しているとは評価できない。

財務状況については、平成 21(2009)年度消費収支予算書は、大幅なマイナス帰属収支差を計上しており、早急に消費収支バランスのとれた財政に改善する必要がある。

運転資金の調達のため、関係学校法人間で理事会及び評議員会の承認を得ないで他の法人の資金とすることが行われている。また、外部負債が多くなっているため今後、計画的な返済計画を盛込んだ中期的な計画を策定し、外部負債を減額するよう努めることが望まれる。大学として、教育研究の充実あるいは財務運営の安定化などを目的に経常費補助金並びに外部資金を積極的に導入する取組みが期待される。

したがって、帰属収支差、資金調達における会計処理などの課題があるため、財務状況が適切に運営されているとは評価できない。

教育研究目的を達成するために必要な校地・校舎はともに整備され、維持・運営されている。6年制薬学教育実施のため「漢方資料室」「OSCE(Objective Structured Clinical Examination)対応型実習室」「CBT(Computer Based Testing)ルーム」「模擬薬局」などを整備している。教育研究環境としてのアメニティについては、総合的に整備されている。

社会連携では、地元調剤薬局に薬剤師免許を有する助手を派遣し、管理する薬剤師のもとで調剤業務を体験するとともに、地域社会に貢献する大学の積極的な姿勢がうかがえる。

社会的責務では、組織倫理の確立に必要な規程及び危機管理に関する規程などは整備され、事故の未然防止と問題発生時の対処に備えている。

ハラスメントに関する規程は概ね整備されており、ハラスメントの相談に関し、弁護士などの外部関係者に相談できる体制をとっていることは特筆できる。

ホームページの責任管理体制はあいまいだが、大学の刊行物、教員の教育研究の発表の場である学会・講演会活動を通じて、大学広報を公正かつ適切に行う体制は整っている。

以上を踏まえ、単科大学としての特性を生かした教育が実践されているものの、教育研究組織と管理運営そして財務面については、早急な是正及び早期に改善することが望まれる。今後は、指摘された内容を踏まえて、大学全体の更なる質的向上、発展を期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、「個性の伸展による人生練磨」として生涯を通して自己実現を達成するものと示されており、大学の基本理念「天寿を全うせしめるものは薬の力である 生命の根元に培うものは薬学の使命である 教育は社会進化の源泉である」ここに日本薬科大学を

開き 人類の福祉と学術の深化 東西の融和を祈念する」は教育理念として明示されており、広く公表されている。

建学の精神及び大学の基本理念に基づく大学の使命・目的は、学則に明確に定められている。また、それらを踏まえて4つの教育目標「①創造的医療人の育成、②時代の変化に適応できる医療人の育成、③「惻隠の心」を持つ医療人の育成、④「総合医療」を理解・実践できる医療人の育成」が掲げられ、学内外において建学碑を設置するなど、積極的に示されており、周知すべく努力がなされている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしていない。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するための教育研究組織が整備されている。しかし、教授会の上に意思決定組織としての代議員会が設置され、また、理事会と大学をつなぐ意思決定組織としての運営委員会があり、入学に関する事項には教員があまり関与できない組織となっているなど、それぞれの教育研究組織の機能及びその関連性が適切に保たれていない。

各種委員会から上程された議案を教授会に諮り、教授会の意見を集約して代議員会で審議することとなっているが、開学から平成 19(2007)年度までの教授会の議事録は存在せず、教授会が開催された形跡が認められない。また、最近 2 年間の教授会議事録でも報告のみで議案が審議されていない。

教養教育については、カリキュラムに明示されているが、この教養教育を実施している組織が存在せず、その責任体制が明確でない。特に、健康薬学科、漢方薬学科、医療薬学科の 3 学科共通での教養教育実施についての組織上の措置を講じる必要がある。

教授会の構成員でない学園総長が加わる代議員会の決定に、教授会の意思は反映されていない。また、教授会が教学に関する重要事項についての意思決定に関わっていないことへの対策が必要である。

【改善を要する点】

- ・学校教育法施行規則に則り、教授会の構成員でない学園総長が代議員会構成員である点について、改善が必要である。
- ・教授会が教学に関する意思決定に関わっていない点について、改善が必要である。

【参考意見】

- ・カリキュラム上、教養教育は行われているが、教養教育を十分できる組織上の措置を講じることが望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づき、教育目的が設置されており、この教育目的に沿って教育課程の編成方針が適切に設置されている。また、健康薬学科・漢方薬学科・医療薬学科の独立した 3 学科を設置して、東西の医学及び予防医学を融合させるという特色ある教育が進められている。

新入生のカリキュラム表は、学則を変更で大きく改定されており、モデル・コアカリキュラムに対応した薬剤師養成教育の充実を目指したものであり評価できる。

授業アンケートは実施するだけでなく、結果及び教員評価に対する学生のコメントを全て公表することを開始し、教員による授業参観及び授業参観後の感想文提出も始めていることは評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学全体のアドミッションポリシーは適切に定められ、高校訪問や入試説明会、オープンキャンパスなどで入学者選抜方針を説明し、大学が目指す薬剤師にふさわしい学生の確保に努めている。

入学者の定員充足率は、学科別に入学定員の充足に偏りがある。健康科学科及び漢方薬学科の入学者数が定員を充足するための取組みが必要である。

学生への学習支援体制は、各教員が担当するオフィスアワーのほか、「質問ルーム」の設置、自習室の提供などが概ね整備されており、適切に運営されている。留年生や中途の退学者に対しては、留年生プログラムが実施されている。

入学予定者に大学が作成した教材を使った添削指導、基礎学力の把握と専門科目の補習実施、国家試験対策の補習の実施のほか、講義室、情報演習室、食堂厚生棟の開放などによる学習支援体制が整っている。また、学生 10 人に教員 1 人が対応するクラス担任制度、授業アンケートによる改善活動、意見箱の設置、メールや質問ノートによる質問の受け付けなどの支援体制が整っている。

就職指導・進学支援などに対する体制は、就職室を設置するなど整備されており、適切に運営されている。また、学生への経済的な支援は、独自の貸与制度を含め学生便覧や学内掲示板などで情報提供され、全学的に充実が図られている。

【参考意見】

- ・健康相談・保健室・心理カウンセリングなどの実施場所として健康養護室が設置されているが、学生数に比して規模が不十分であり、相談に訪れる学生のプライバシーが保て

ないなどの問題があり、至急改善することが望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために、大学設置基準を満たす専任教員及び助手が配置されている。教員構成は、大学設置基準の定数を満たしているものの年齢層に偏りがある。主要な授業科目の大半を専任の教授、准教授が担当し、専兼比率については各学科とも必修科目では 80%以上となり必要な教員数が配置され、「実務実習プレ教育」には病院薬剤師や保険調剤薬剤師が参加している。また、教員の教育研究活動を支援するため、薬剤師免許を取得した卒業生を助手として採用し、1 年次～4 年次に組まれている学生実習は担当教員 1 名につき 2 人の助手が参加して適切に実施されている。

研究室については、教育研究活動に支障が生じないようにスペースが確保されている。また、「中央機器室」「動物実験棟」「薬用植物園」や温室も全般的に整備され、教育研究活動を支えている。

FD(Faculty Development)活動は活発でかつ教員相互の授業参観が取入れられている点は特筆できる。教育の質の向上のために、FD 委員会が設置され、授業評価、教員によるフィードバック（リフレクションペーパーの作成）を実施し、公開している。

【参考意見】

- ・教育課程を遂行するための教員の年齢構成に偏りがあるので、適切な教員の採用計画を設定することが望まれる。
- ・産学の連携や科学研究費補助金申請などの研究活動に対する競争的資金獲得のための努力が望まれる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

教育研究支援体制を支える事務組織は概ね整備されている。職員の採用・昇格などについては、法人の諸規程に定められ実施されている。各種研修会・セミナーなどに職員が参加しているが、職員の年齢構成が高齢で偏りがあり、若手職員の採用及び人材育成が望まれる。

大学の事務組織のうち、教務課から入試課までは教員である部長と大学事務局の二系統から指揮命令を受け業務を行うなど教学と管理運営で相反するものもあるが、意思疎通が

図られ、調整しやすい組織となっている。

各種会議体において、職員と教員の相互理解が進められ、教育研究支援体制は適切に機能している。また、「課室業務を実施する上で必要とする知識及び業務準拠等」及び「本学における職員像」を各部署職員で作成し、全職員に周知している。これらの作成過程で職員が業務に対して理解を深める効果を生み、意識改革に役立っている。

【改善を要する点】

- ・作成すべきエビデンス（議事録・記録などの証拠）の事務体制の整備など改善が必要である。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしていない。

【判定理由】

管理運営体制において事前に理事会、評議員会に諮ることが必要な法人の資金の仮受けまたは仮払いについては、事務的に処理されており、その承認が得られていない。

管理運営や教学に関する業務の改善合理化・効率化を進め、適正かつ法令・規程に沿った業務遂行を目指す監事監査、公認会計士監査及び内部監査の三様監査が、十分にその機能を果たしておらず、合併前の契約において、一部に私立学校法に定める利益相反事項が認められ、法令どおりの手続きが取られていない。また、私立学校法第 43 条の「評議員会の意見具申等」を内容とする、いわゆる評議員会の役割が明文化されていない。

教学部門の意思決定過程に重要な役割を果たす教授会で実質的な審議が行われていない。また、教授会構成員により組織される代議員会に学園総長が参加していることから、教学側の意思決定に課題があり、管理部門と教学との連携が適切になされていない。

自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」などの各種委員会が PDCA サイクルで点検・評価し、次年度の計画に生かしている。

総合的に判断して、管理運営に関する意思決定手続きの不足、監査機能の不十分、管理部門と教学との連携に課題があるなど、管理運営体制が適切に機能しているとは認められない。

【改善を要する点】

- ・法人の資金の一時的な仮受け・仮払いについて、事前に理事会、評議員会に諮ることなく事務的に処理している点は改善が必要である。
- ・学校法人の監査は、三様監査が必要であり、監事は監事監査規程の定期監査を実施し、公認会計士は設置校の実査を多くするとともに複数の監査人が監査し、また内部監査も他の部局の業務遂行を監査するなど、監査の充実について改善が必要である。
- ・合併前の契約において、一部に私立学校法に定める利益相反事項が認められ契約が無効状態となっているので、法令どおりの手続きによる修正が必要である。

【参考意見】

- ・私立学校法第 43 条規定の「評議員会の意見具申等」を内容とする、いわゆる評議員会の役割を明文化することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしていない。

【判定理由】

大学を設置する都築学園の平成 21(2009)年度消費収支予算書は、大幅なマイナス帰属収支差を計上しており、大学の帰属収支差もマイナスとなっており、消費収支バランスのとれた財政となっていない。法人の資金は、そのほとんどが学生からの納付金であるにも関わらず、理事会、評議員会の承認を得ることなく関係法人間で多額の資金調達が仮払いあるいは仮受け処理により行われている。

また、民間の金融機関から運転資金や施設設備整備資金を目的に借入れを行い、この借入金を中心とした外部負債が多く、年間の借入金返済支出や借入金など返済利息支出が多額で財政運営の圧迫の要因となっている。

財務情報については、大学での窓口において情報公開制度による公開が行われているが、より積極的な公開である大学ホームページ上の公開が行われていない。

大学は、設置以来、学生生徒等納付金に依存する財務運営を行い、経常費補助金の受入れを行っていないことから、結果として財務運営の安定化などに支障を来している。

総合的に判断して、帰属収支差、資金調達における会計処理などの課題があり、適切に財務運営が行われていると認められない。

【改善を要する点】

- ・都築学園の平成 21(2009)年度消費収支予算書は、大幅なマイナス帰属収支差を示し、また大学においてもマイナスの帰属収支差により予算計上しているが、消費収支バランスのとれた財政に改善する必要がある。
- ・大学の教育研究を充実し、学生数及び学生生徒等納付金に依存する財務運営を改善するため、積極的な外部資金の導入を図り、特に経常費補助金の活用を積極的に検討し、財政の安定化について、改善が必要である。

【参考意見】

- ・法人の資金を関係法人間で仮払いあるいは仮受け処理により調達することは、その資金のほとんどが学生からの納付金であることにかんがみ、理事会・評議員会の承認を受けるとともに、縮小又は解消することが望まれる。
- ・借入金を中心とした外部負債による借入金返済支出や借入金など返済利息支出が多くなっているため、今後の借入金を抑制し、併せて遊休資産の売却や管理経費などの節減に

よる返済計画などを盛り込んだ中期的な計画を策定し、外部負債の減額に努めることが望まれる。

- ・財務情報については、窓口での閲覧による情報の公開が行われているが、ホームページ上の公開は行われていないので、解説や簡単に理解できる工夫などを行い、より積極的な公開が望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要なキャンパスは、校地・校舎ともに概ね整備され、維持・運営されている。

6 年制薬学教育実施のため、講義棟を新築し、「漢方資料室」などを設置・充実させ「OSCE(Objective Structured Clinical Examination)対応型実習室」や「CBT(Computer Based Testing)ルーム」「模擬薬局」などを整備している。

開学前は企業の研修所であった建物を改装して使用し、計画的に整備が図られ、開学後の建築物は、新耐震基準を満たすとともにバリアフリー化されている。

教育研究環境としてのアメニティについては、学生の憩う場所などゆとりが持てる快適性を除けば、学生がキャンパス内で快適に自由に自学自習できる場が提供されており、概ね整備されている。

【改善を要する点】

- ・模擬薬局に実際の薬剤が配架されているが、その中には厳重な管理が必要な医薬品が含まれており、早急な管理体制の改善が必要である。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地域社会に貢献する大学の積極的な姿勢がうかがえる。近年、高くなってきた漢方に対する一般市民の関心から、大学が有する学生の実験実習施設である薬用植物園、「漢方資料室」への来訪者が多く、市民の漢方に対する正しい知識の普及に高く貢献している。

中国医薬大学（台湾）と学術交流協定を結び、同大学内に「都築伝統薬物研究センター」を設置し講師級を派遣している。更に、中国医薬大学の教授は、大学での講義や実習を担当し、双方の教育、学術交流を積極的に進めている。

地元調剤薬局に薬剤師免許を有する助手を派遣し、管理する薬剤師のもとで調剤業務を

体験するとともに薬剤師が不足している地域社会に貢献している。また、地域の医師会及び薬剤師会と協力連携して夜間診療所に教員を派遣し、地域の医療を支援している。

【優れた点】

- ・薬用植物園及び漢方資料室への来訪者が多く、地域社会に貢献していることは評価できる。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

豊かな人間性と倫理感を備えた薬剤師を育成する教育機関に求められる組織倫理の確立に必要な各種規程が適切に整備・運用され、教員及び学生の精神的基盤となる組織倫理は形成されつつある。

危機管理全般に関する各規程は整備されているが、運用面で必要な管理体制の不備が見られる。ハラスメントの相談に関し、弁護士などの外部関係者に相談できる体制をとっていることは特筆できる。

研究成果の広報活動について、ホームページの責任管理体制についてはあいまいだが、大学の刊行物、教員の教育研究の発表の場である学会・講演会活動を通じて、大学広報を行っている。

【優れた点】

- ・セクシュアルハラスメント防止のため、第三者による組織、外部専門家の相談窓口を置いていることは評価できる。

【改善を要する点】

- ・毒物及び劇物の管理体制整備について、毒物及び劇物取締法その他法令などに定められる管理責任者、使用簿などを備えるなど、適正な取扱いを行うよう改善が必要である。
- ・大学の実際の対応とホームページで公開されている内容に齟齬が散見され、管理責任体制の整備とともに、大学の情報公開の施策整備の改善が必要である。

